

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
3	1	津田沼	津田沼四丁目第1町会	カーブミラーの設置について	町会内の八坂神社前の曲がり角にある電柱にカーブミラーの設置を要望する。当該曲がり角は見通しが悪い所である。京成津田沼駅前通りの交通渋滞時に、ショートカットして通り抜けようとする車が減速せず曲がろうとするケースがあり、危うく交通事故になりそうになったとの複数の町会員からの声がある。	令和5年度予算で対応	カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。当該箇所は、停止もしくは徐行を行うことで目視による安全確認が可能であるため、カーブミラーを設置する予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いたします。車両への注意喚起のため路面標示「スピード落とせ」を交差点出入口に令和6年3月に設置いたしました。	都市環境部	道路管理課
3	2	津田沼	津田沼6丁目第三町会	防犯灯の設置	津田沼6丁目13番23号付近は、木が生茂り、周りからの明かりが入らない。また、以前置かれていた自動販売機が撤去され、暗く不安である。その向かい側、津田沼6丁目13番19号付近の電柱への防犯灯の設置を要望する。	対応不可	当該道路への防犯灯につきましては、適正な間隔で設置されており照度も確保されているため、新たな防犯灯の設置予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いたします。	協働経済部	防犯安全課
3	3	津田沼	菊田ハイツ管理組合	菊田第二保育所移転後の活用方針の説明	菊田第二保育所については、令和6年4月に旧学校給食センター跡地に、私立施設として移転する計画と聞いている。移転後の菊田第二保育所の建物及び敷地の具体的な活用方法は、現時点では決定していないと説明を受けているが、今後、活用方法を決定する際には、事前に近隣町会等への説明を求める。	その他	令和6年4月以降の菊田第二保育所の活用にあたっては、近隣町会等への説明、資料配布等により情報提供に努め、ご意見を伺いながら活用方法を決定してまいります。	政策経営部	資産管理課
3	4	津田沼	津田沼5丁目第一町会	草刈りについて	菊田遊歩道の草刈りを現在の年2回から年4回(夏季)に増やしてほしい。	対応不可	草刈りは自然との調整となりますので、明確な時季や回数が見出しにくい状況です。定期定例化ではなく、草刈は適切な時期に適切な回数で実施してまいります。目に余る場合はご連絡をいただければ対応いたします。	都市環境部	道路管理課
3	5	津田沼	住友大阪セメント津田沼社宅自治会	草刈りの件	津田沼3丁目7番15号の北側の道路の歩道部(パイプガードあり)に草が覆い茂っている為、歩行者の歩行が妨げられている。安全に歩行をする観点から、草刈りの実施をお願いしたい。	他機関へ依頼	ご要望の草刈につきましては、所有者である新京成電鉄に対し草木の適正管理(除草)を依頼いたしました。	都市環境部	道路管理課
3	6	津田沼	津田沼6丁目第一町会	歩道のガタガタについて	セブンイレブン津田沼店前の歩道のレンガがガタガタであり、歩行に不便である。特に、高齢者や足の悪い方にとっては危険があると思われるため、修復を要望する。	他機関へ依頼	歩道を管理している千葉土木事務所へご要望をお伝えしたところ「一部歩道のレンガのガタツキが見られたので、令和6年1月に修繕をいたしました。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)
 ※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。